

■白河市物価高対応子育て応援手当

国では、物価高の影響を強く受ける子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、児童1人あたり2万円の支給を決定しました。市ではさらに独自の取り組みとして5千円を上乗せし、児童1人あたり合わせて2万5千円を支給します。

●支給対象者 次のいずれかに該当する方

- ①令和7年9月30日時点で児童を養育しており、市から令和7年9月分^{*1}の児童手当を受給した方
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者
- ③令和7年9月30日時点で市に住民登録している公務員で、所属庁から令和7年9月分^{*1}の児童手当を受給した方
- ④令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚^{*2}により新たに児童手当受給者となった方^{*3}

*¹ 9月に出生した児童については10月分

*² 離婚調停中その他これらに準ずる者を含む

*³ ①の受給者から本手当相当額を受け取っていた場合などは対象外

●申請方法

支給対象となる方には、1月中旬に通知を郵送しています。詳しくは、通知をご確認ください。

▷支給対象者の①に該当する方

申請不要で、2月10日(火)に支給予定です。

▷支給対象者の②～④に該当する方

(市から申請不要の案内が送付された方を除く)

3月31日(火)までに申請してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

こども支援課子育て支援係☎(28)5521



■一緒に考えましょう「生理の貧困」

「生理の貧困」とは、経済的な理由や、生理用品を入手できない家庭環境、生理についての知識・情報不足などが原因で、生理用品の購入や使用、必要なケアができない状態を指します。



- ◇家計が苦しく、生理用品を買うことができない
- ◇生理や生理痛について家族に話すことができない
- ◇家族に生理用品を買ってもらうことができない
- ◇生理を恥ずかしいもの・隠すものと思ってしまう
- ◇生理用品の衛生的な使用方法を知らないなど

《特に若年層にとって身近で深刻な問題》

厚生労働省が実施した調査^{*}によると、生理用品の購入・入手に苦労したことがあると回答した人は全体の約8.1%、特に10代・20代の若年層では約12.8%に上り、身近な問題となっています。

これは、単に「生理用品が買えない」という経済的な問題にとどまらず、女性の心身の健康や社会参加にも影響を及ぼす、深刻な問題です。



誰もが安心して生理を迎え、健やかな日常生活を送れるように「生理の貧困」への理解と支援の輪を広げていきましょう。



*「生理の貧困」が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査（令和3年12月発表）

《市役所窓口で生理用品を無料配布しています》

市役所と各庁舎地域振興課の窓口で生理用品（昼用・夜用ナプキン）を配布していますので、ご利用ください。また、庁舎の女性用トイレに生理用品を備え付けていますので、ご利用ください。



●受け取り方法

窓口に備え付けてある「生理用品引き換えカード」を職員に渡してください。昼用2袋・夜用1袋と引き換えます。

こども支援課こども企画係☎(28)5523



子ども食堂

こども支援課
子育て連携係☎(28)5522

こどもたちに対して食事の提供や学習支援などを行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

こども支援課子育て支援係☎(28)5521

QRコード